

第三節 産業・交通の発達

一 諸産業の発達

熊野七郷

元和元年（一六一五）大坂夏の陣を最後に大きな戦乱はおさまり、国内が平和になると、農民は生活の向上をめざして努力し、幕府・諸藩は財政の安定を求めて積極的な農業振興策をとるようになった。治水・灌漑技術の発達、備中鍬や千歯扱などの農具の改良・発明、干鰯や油粕などの金肥の利用が普及した。また、宮崎安貞の『農業全書』をはじめとする農書によって、栽培技術や農業知識が広まり、生産力も向上した。農民は自給自足の農業から、売るための農業をめざして商品作物を多く栽培するようになった。麻・綿（衣料原料）、油菜（灯油原料）、楮（製紙原料）、野菜、煙草などが各地で栽培されるようになった。

文化十二年（一八一五）の川角村の「国郡志御編集ニ付諸色書出帳」川角区共 右文部によると、川角村の産物として表4—3—1のように二一種類が記載されている。茸かわたけはコウタケのことで茸きのこであり、蓴菜じゆんさいは池や沼に自生する多年生水草である。この二種は栽培するものではないが、「御給主様御留」と注記され、給主である浅野家老家用となっていたため、記載されたものと思われる。江戸時代に五穀とよばれた米・麦・粟・黍きび・豆と、五穀と同様に考えられている胡麻が栽培されているが、同じく油を絞る原料である油菜の名が見えない。当時、四木しほく（茶・楮・漆・桑）三草さんそう（麻・藍・木綿または麻・藍・紅花べにばな）のうち、茶と綿は見えるが、他の記載がない。実際には



図4-3-1 「国郡志御編集付諸色書出帳」川角区共有文書（文化12年）

表4-3-1 川角村の産物

米	大麦	小麦	粟	黍
大豆	小豆	大角豆	蕎麦	
薩摩芋	荒芋	大根	茄子	
胡瓜	瓜	胡麻	煙草	
綿	茶	草苳	蓴菜	

草苳と蓴菜には御給主様御留の注がついている

楮を栽培しているのだが（後述）、記載されていない。なお、この書出帳では「草之類」として記載されているなかに蒲公英・芥・荳蔻（ちき）・嬰粟・芹、「花之類」に鶏頭がある。前記の農業全書ではいずれも食用の「菜」「山野菜」として記されている。同書が著わされてからすでに一世紀以上を経過したとき、人びとの生活に大きな変化が生じていたのである。熊野七郷で川角村以外に国郡志の書出帳が現存しないため、他の村々のことは不明である。この書出帳をもとにして文政十二年（一八二九）に編纂された『芸藩通志』の熊野七郷に関する記述をまとめると、表4-3-2のようになる。各村の農閑期の余業として、熊野村は行商、川角・平谷・栃原・焼山の各村は山業、押込村は漁業用の大縄造りを行っており、苗代村は記載がない。山業とは、藩の御建山や御留山の樹木の払い下げを受けて伐り出し、薪や木炭に加工したり、用材や板にして販売することなどの山稼ぎを意味する。しかし、川角村の前記書出帳には「農餘浮儲は薬仕事、あみ縄延べ、木綿織延べ」と記載されており、山稼

表4—3—2

村名	田畑面積	村高	戸数	人口	農閑期の仕事	牛	馬
熊野村	252町 6段 0畝 3歩	2,558石 6斗 5升 0合	865戸	3,514人	農餘行賣の者あり	445頭	15頭
川角村	15. 6. 2. 24	161, 3, 0, 0	35	171	農餘山業あり	15	—
平谷村	9. 5. 0. 12	83, 9, 0, 1	52	251	川角村と同じ	25	1
押込村	23. 0. 7. 11	225, 9, 7, 0	63	346	漁用の大縄を作る (記載なし)	33	—
苗代村	39. 0. 7. 24	212, 4, 6, 0	108	535	農餘山業あり	61	—
栃原村	12. 2. 9. 6	111, 7, 3, 8	80	377	農餘山業あり	45	—
姥山村	58. 6. 5. 15	527, 0, 5, 0	237	1,251	農餘山業あり	117	—

『芸藩通志』(1829年)による

ぎのほかには、蓆せりふを編んだり縄なを綯なったりする藁仕事のほか、押込村のように漁用の大縄を作り、女性は木綿の機織をしていたことが判る。このような仕事は、熊野七郷の各村がどこでも行っていたことではないだろうか。それなのに『芸藩通志』に「山業あり」とのみ記されたのは、熊野七郷が山村であるというイメージが編者にあったからではないだろうか。なお、『芸藩通志』の租税の項には、安芸郡として「薪柴札銀六九六匁、苦繩くじゆ筵等銀七貫六三八匁七分」が記載されているが、熊野・川角両村の記録ともこれらを納入した記載は見当たらない。

明治三年(一八七〇)の「郷村高帖」によると、表4—3—3のような記載がある。これによると割木(薪)の製造販売にかかわる税として、馬札と人札の二種類があった。馬札は馬(牛)に荷を負わせての振り売り、人札は背せ負おいなどによる振り売りに課せられたものと考えられる。押込村は馬札がなく、その代りに柴木札運上ちきりが課せられている。柴木とは小さい雑木や雑木の小枝のことであるから、割木は馬(牛)も使うが、柴木は人の振り売り

表 4—3—3

村名	村高	物成	年貢率	口米	七厘米	壹歩米	種米利息	小物成
熊野村	2558石 6斗 5升 0合	1189石 7斗 7升 2合	46.49%	23石 7斗 9升 5合	17石 5斗 6升 1合	24石 9斗 3升 6合	15石 3斗 5升 0合 5勺	錢20貫0333文
川舟村	161, 3, 0, 0	40, 6, 4, 8	25.2	0, 8, 1, 3	1, 1, 2, 9	1, 6, 1, 3	1, 0, 0, 0, 0	7, 343,
平谷村	83, 9, 0, 1	61, 6, 6, 7	73.49	1, 2, 3, 3	0, 4, 8, 2	0, 6, 8, 9	0, 5, 0, 3, 4	3, 634,
押込村	225, 9, 7, 0	75, 1, 0, 2	33.23	1, 5, 0, 2	1, 5, 2, 0	2, 1, 7, 1	1, 3, 2, 3, 9	14, 579,
苗代村	212, 4, 6, 0	151, 0, 6, 5	71.10	3, 2, 0, 2	1, 4, 0, 0	2, 0, 0, 0	1, 2, 7, 4, 8	—
栃原村	111, 7, 3, 8	55, 8, 6, 9	50.00	1, 1, 1, 7	0, 7, 1, 2	1, 0, 1, 7	0, 6, 7, 0, 4	0, 295,
焼山村	527, 0, 5, 0	316, 7, 5, 7	60.09	6, 3, 3, 5	3, 5, 6, 7	5, 0, 9, 6	3, 1, 6, 2, 1	1, 434,

村名	割木馬札運上	割木人札運上	柴人札運上	竹代	鹿柴燵札運上	雉子燵札運上	雉子燵燵札運上	諸職人水役	柑屋灰運上
熊野村	錢11貫256文	錢4貫824文	—	錢2貫5933文	錢1貫876文	—	—	錢50貫170文	錢663文
川舟村	0, 536,	0, 804,	—	0, 221,	—	—	—	—	—
平谷村	0, 536,	1, 072,	—	0, 054,	1, 876,	—	—	8, 040,	—
押込村	—	1, 608,	錢402文	0, 355,	—	錢670文	—	1, 286,	—
苗代村	0, 536,	0, 804,	—	0, 221,	—	670,	—	8, 844,	—
栃原村	0, 536,	0, 268,	—	0, 295,	1, 876,	670,	—	5, 950,	—
焼山村	0, 536,	2, 144,	—	0, 697,	3, 752,	670,	錢670文	10, 452,	—

明治3年「安芸国郷村高帳」(広島大学図書館所蔵)による

年貢率は村高と物成から算出したものである(小数点3位以下省略)

だけであったのであろう。この柴木人札運上が安芸郡内で課せられたのは、押込村の他には奥海田村と畑賀村のみである。これらの運上は、もともと拾歩一銀として熊野七郷から搬出されるとき、矢野村の山目付へ代価の一

割を納入していたが、これを運上として整理したものであろう。馬札・人札とも札一枚分の負担額が不明であるが、記載されている最低額を札一枚分としても、熊野村は馬札二枚・人札一八枚となり、『芸藩通志』に行商をしていると記載されていることと合致しているといえよう。貨幣経済が発達していくなかで、農民が現金収入を得んがための努力のあとがうかがえる記録である。

このほか、各村に課せられているものに竹代がある。川角・苗代両村が最低で、熊野村が最高である。竹を売ったり、竹細工をしたことの記録はないが、現実には行われていたことが分かる。また、鹿や雉子の鉄砲札運上と雉子網縮札運上がある。鉄砲を所有する者が、川角村以外すべていたことが判る。鹿用と雉子用では、札一枚の負担が異なっていた。『芸藩通志』では「鹿雉子」と一緒に記されているが、郷村高帳では二つに別けて徴収されているのは、貢租増徴策のためと考えられる。雉子網縮札運上は、初めて見えるものであるが、他郡では鳩網縮札というのがあるので、網により雉子を捕獲していたものであろう。『日本山海名産図会』には、鷹や鴨を霞網かすみあみを使って獲る図があるので、同類のものと考えてもよいのではないだろうか。

紺屋こうやばい灰運上は、紺屋が藍を発酵させる段階で必要な灰汁をとる木灰を、各家庭から買い集める商人に課せられるもので、熊野村に紺屋灰を扱う人がいたことを示している。これまでの熊野村には紺屋灰運上にかかわる記録が見えないので、幕末になってからのものと思われる。

出嫁と諸商業

熊野筆の発祥についての伝承に、農閑期に大和の吉野地方へ行き、高野山などの登山者の強力をしたたり、紀州熊野川の木材運搬や木椀こびぎなどに従事し、その帰路に奈良地方に産する筆墨を仕入れ、諸国を行商するのが例であった、と伝えられている。熊野七郷の人びとが、実際に大和や紀州へ出嫁に行ったことを示す史料として、次のような記録がある。



図4-3-2 織田家文書 諸書附類

上のほり利右衛門の^{まぶれ}悴治平、和州吉野の白瀧と申す所にて変死いたし、御かけ合これ有り、寅二月親利右衛門、役人代長百姓菊右衛門^{まがら}罷登り、御尋筋相済せ、同三月罷帰る、殺害人御刑罪被爲行候段、後ニ御役所伝へ御沙汰これ有り候

〔永代日記〕

この寅二月とは嘉永七年（一八五四）二月のことである。出稼に行つた治平は不幸な事故にあつたわけだが、そのために記録に残されたのである。この治平が吉野でどのような仕事についたかも、これだけの記録では知るよしもないが、出稼が行われていたことは確認できる史料である。各村は毎年十二月中に、抜参宮や出稼者で帰村しなかつた者などを報告することになつてしたが、川角村ではそのような者はいない、という報告がなされている^{織田家文書}。熊野七郷の各村とも出稼が行われていたと考えられるが、具体

的な例は他に見当らなかつた。

嘉永六年（一八五三）の藩府からの布達に、安芸郡内の者が大坂で取り引きをして代金を支払わず訴えられている者がいるので、早く支払うように促すものがある。さらに、西国・四国・因幡・伯耆・出雲・石見・隠岐など取り引きをしながら、代金を支払わず訴えられている者が多いので、早急に現地赶赴むき決済するように、江戸表の藩主から指示のあつたことを布達している^{佐々木家文書「永代日記」}。川角村の土地売券のなかに、文久二年（一八六二）正月付で、腰林一か所を筆墨代として売却しているものが二通ある。二通とも売主は利助であり、買主は一通が儀助・利右衛門・直兵衛の三名連記であり、他の一通は儀助となつている。二通とも売却価格は記載されてい

いので、筆墨代がどれ程であったかは不明である。この当時の腰林は一兩〜四兩までで売られているので、前記二か所の腰林は最大限八兩程度の借金の代償として、引き渡されたものと考えられる。しかし、この二通の証文に買主として記載されている四名中、儀助は川角村の住民であるが、他の三名は同年の「御免割下札人別納差引帳」織田家文書にも、元治二年（一八六四）の「川角村宗旨御改帳」川角区共にも、その名前が見当らない。川角村の儀助は、持高一石二斗九升の百姓である。多分、儀助は紀州方面へ出稼に行き、仕入れて帰った筆や墨を林助が預けて売り捌いたのではないか。その代金を支払えずに、腰林を譲ったのではないかと推測される。また、元治二年の「田畑山林御帳切控帳」川角区共には、大坂小田原屋庄三郎が、川角村利平の名で上田一反二畝九歩を、新平に金一五兩二分で譲っている。新平は文久二年には高六斗六升しか所持しておらず、この一五兩二分の資金をどのように準備したかは不明だが、出稼と行商によるものと考えられる。それにしても、大坂の商人が川角村に農地を所有していることについて、① 小田原屋庄三郎がもと川角村の農民であったからか、それとも② 売り掛代金として田地を得たか、ということが考えられる。いずれにしろ、川角村の農民も出稼・行商を行っていたことを推測させてくれると同時に、当時の生活に欠くことのできない筆や墨を扱っていたという伝承を、裏付けている。

楮生産

広島県内で和紙の生産がいつごろからはじまったかは、明らかではない。しかし、江戸時代になると重要国産品として、和紙生産に保護と統制が加えられていった。安芸郡内の村々でも紙漉かみすきが行われていたようであるが、現在では村名は明らかでない。広島藩内で和紙生産が盛んであったのは佐伯郡と山県郡で、総生産量の八〇％にも及んでいた^{『広島県史』近世¹}。この和紙生産を統制するために、広島藩は正保三年（一六四六）に御紙方を設け、慶安・承応年間（一六四八―一五四）ごろから和紙の原料である楮の増産を図るために、「楮元銀」

(仕入銀)の前貸を行うと同時に、和紙の強制買い上げを開始した。一八世紀に入ると、広島城下に紙座(のちの紙蔵)が設けられ、生産と販売に対する統制は一層強化された。農村で生産される楮は自由売買が禁止され、すべて藩が買いあげることとなり、藩役人が巡回して監視するようになった。享保年間(一七一六―三五)には紙・楮の生産・集荷の責任者として、郡ごとに割庄屋格の紙楮改役を、村ごとに庄屋格の元締役をはじめ、改役・見取役などの役人が任命され、取り締りが一層強化された。明和八年(一七七二)には廿日市紙蔵に「楮掛調べ場所」が設けられ、抜楮(楮の勝手売り)の取り締りに当った。同時に各郡に設けられた「紙・楮受払所」では、楮の納入と仕入銀の貸付・決済が行われた。

川角村の楮生産に関する記録がある^{織田家文書}。表紙は失なわれているが、安永三年(一七七四)から文化十年(一八一三)まで四〇年間にわたる楮生産量・楮代金・仕入銀などを記載している。楮生産者数などは判らないが、村全体としてみるとき貴重な史料で、これを判りやすくまとめたものが表4―3―4である。この表は、その年の楮収穫量、銀一匁当たりの楮買い上げ量、楮代金は楮収穫量を銀一匁当たり買い上げ量で割ったもの、仕入銀は前年末に貸付けられた貸付銀、差引は楮代金から仕入銀を差引いた金額となっている。もし差引額がプラスなら、プラス金額を分の位で四捨五入した額を今年度分の仕入銀に加え、来年度の仕入銀が決定された。差引額がマイナスなら仕入銀が減額されるが、マイナス分に年二割の利息が課せられた。寛政七年の備考欄の^{はねごう}楮はキズものであったため、安く買い上げられたものである。寛政十一年からは特に増産が行われ、二口の記載になっている。二口のうち上欄は庄屋四郎右衛門の扱いになっているが、下欄は庄屋と社倉頭取弥三次の申請になっている。さらに上欄は仕入銀が一七匁に固定しており、仕入銀相当額を超過した楮は銀一匁当り五〇〇匁と高く買い取られている。下欄の仕入銀は最初二九匁からはじまり、楮代金によりプラス・マイナスされているが、文化五

表4-3-4 川角村楮生産量

和年号 西曆	収 穫 量	銀 ¹ 匁 当り	楮 代 金	仕入銀	差 引	備 考
安永 3 (1774)	9貫 900匁	630匁	15匁 7分 1厘	15匁	0匁 7分 1厘	
〃 4 (1775)	8, 800	630	13, 9, 6	16	- 2, 0, 4	
〃 5 (1776)	12, 400	630	19, 2, 0	14	5, 2, 0	
〃 6 (1777)	9, 800	630	15, 5, 5	19	- 4, 1, 5	
〃 7 (1778)	10, 775	630	17, 1, 0	15	2, 1, 0	
〃 8 (1779)	13, 200	630	20, 9, 5	17	3, 9, 5	
〃 9 (1780)	10, 400	630	16, 5, 0	21	- 4, 5, 0	仕入銀利息 9分
天明 1 (1781)	9, 000	630	14, 2, 8	16, 5	- 2, 2, 2	〃 4分 4厘
〃 2 (1782)				14		
〃 3 (1783)	6, 900	630	10, 9, 6	14	- 3, 0, 4	〃 6分 1厘
〃 4 (1784)	12, 800	630	20, 3, 2	11	9, 3, 2	
〃 5 (1785)	7, 900	630	12, 5, 4	20	- 7, 4, 6	〃 1匁 4分 9厘
〃 6 (1786)	9, 000	600	15, 0, 0	12	3, 0, 0	
〃 7 (1787)	9, 400	600	15, 6, 6	15	0, 6, 6	
〃 8 (1788)	9, 000	600	15, 0, 0	15	0, 0, 0	
寛政 1 (1789)	9, 800	600	16, 3, 3	15	1, 3, 3	
〃 2 (1790)	9, 700	600	16, 1, 7	16	0, 1, 7	
〃 3 (1791)	8, 900	600	14, 8, 4	16	- 1, 1, 6	
〃 4 (1792)	8, 400	600	14, 2, 5	16	- 1, 7, 5	
〃 5 (1793)	8, 800	600	14, 6, 7	16	- 1, 3, 3	
〃 6 (1794)	10, 200	600	17, 0, 0	15	2, 0, 0	
〃 7 (1795)	10, 000	600	16, 5, 0	17	- 0, 5, 0	刎楮 200匁
〃 8 (1796)	9, 200	600	15, 3, 3	17	- 1, 6, 7	
〃 9 (1797)	7, 800	600	13, 0, 0	16	- 3, 0, 0	利息
〃 10 (1798)	9, 000	600	15, 0, 0	17	- 2, 0, 0	〃
〃 11 (1799)	6, 400	600	10, 6, 6	17	- 6, 3, 4	〃、庄屋四郎 右衛門
	9, 200	600	15, 3, 3	29	- 13, 6, 7	庄屋と社會頭 取役弥三次連 名
〃 12 (1800)	7, 900	600	13, 1, 6	17	- 3, 8, 4	〃
	14, 700	600	24, 5, 0	15	9, 5, 0	

享和1(1801)	10, 400 16, 000	600 600	17, 3, 3 26, 6, 6	17 24	0, 3, 3 2, 6, 6	
“ 2(1802)	7, 000 11, 800	600 600	11, 6, 6 19, 6, 6	17 24	- 5, 3, 4 - 4, 3, 4	“
“ 3(1803)	7, 800 11, 700	600 600	13, 0, 0 19, 5, 0	17 20	- 4, 0, 0 - 0, 5, 0	
文化1(1804)	7, 000 10, 400	600 600	17, 3, 3 17, 3, 3	17 20	- 5, 3, 4 - 2, 6, 7	
“ 2(1805)	10, 400 超過 9,000 10, 800	600 500 600	17, 3, 3 18, 0, 0 18, 0, 0	17 18	0, 3, 3 18, 0, 0 0, 0, 0	
“ 3(1806)	9, 400 13, 500	600 600	15, 6, 6 22, 5, 0	17 25	- 1, 3, 4 - 2, 5, 0	
“ 4(1807)	10, 200 超過 1,580 16, 700	600 500 600	17, 0, 0 3, 1, 6 27, 8, 3	17 23	0, 0, 0 3, 1, 6 4, 8, 3	
“ 5(1808)	10, 200 17, 600	600 600	17, 0, 0 29, 3, 4	17 27	0, 0, 0 2, 3, 4	
“ 6(1809)	10, 500 16, 500	600 600	17, 5, 0 27, 5, 0	17 27	0, 5, 0 0, 5, 0	
“ 7(1810)	12, 800 20, 300	600 600	21, 3, 3 33, 8, 4	17 27	4, 3, 3 6, 8, 4	
“ 8(1811)	11, 100 15, 600	600 600	18, 5, 0 26, 0, 0	17 27	1, 5, 0 - 1, 0, 0	
“ 9(1812)	10, 200 超過 0,800 15, 500	600 500 600	17, 0, 0 1, 6, 0 25, 8, 3	17 27	0, 0, 0 1, 6, 0 - 1, 1, 7	
“ 10(1813)	10, 200 超過 1,500 17, 800	600 500 600	17, 0, 0 3, 0, 0 29, 6, 7	17 27	0, 0, 0 3, 0, 0 2, 6, 7	

織田家文書による

年以降は二七匁に固定されている。川角村の楮栽培はあまり熱心ではなく、四〇年間をトータルするとなんとか一分七厘のプラスであり、寛政十一年以後の下欄についても三匁四分九厘のプラスでしかない。藩府の努力にもかかわらず、川角村においては楮生産量は向上したとはいえなかった。

文政十一年（一八二八）に幕府は、稲作の妨げにならない適地に楮の植え広めを奨励し、良質の楮苗を無料配布するとともに、紙蔵から耕作指導者の派遣も行なった。川角村へも楮苗の希望数調査が来ている。また、藩の山目付がたびたび廻郡し、楮栽培の状況を視察し、収穫時期を逸しないように布達を繰り返している。天保十一年（一八四〇）には楮一駄（三〇貫 \parallel 一一・五キロ）の買い上げ価格を、その年十月の米上納相場（一石代）に改めた。その結果、同十四年には楮一〇貫目につき銀四一匁となり、楮生産量も増大した。文久三年（一八六三）には、楮代銀を米に換算して、年貢米上納高に繰り入れる方法に切り替えられた。仕入楮（一駄三〇貫目）過楮（一駄三六貫目）ともに、一駄銀一三七匁五分で買い上げられた。元治元年（一八六四）と慶応二年（一八六六）の二度にわたる長州戦争によって、前戦基地となった広島城下は物価が高騰し、楮買い上げ価格も米相場一石代相当であったため高く、他国産の紙との価格差が生じて大坂市場で売れなくなった。そのため慶応三年から、楮買い上げ価格が三割減に引き下げられている。

楮は一般に農耕に適さない山地のやせ土や不毛の礫土でもよく生育し、肥培管理にもあまり手がかからないため、山麓や田畑の間の休閑地・堤防などを開いて広く植え付けられたという。しかし現実には、適度の水分と肥料が必要であり、風が強いと倒れてしまう。枝葉が繁ると日陰ができ、雨露のたたきで他の作物の収量が減るなどの影響があった。猪や鹿に食い荒されることも多く、きず物は商品価値が失なわれ、手間ばかり要して採算の合わないものであった。藩に納入する楮は、生産農家が刈り取った楮を蒸して皮をはぎとり、これを乾燥させた

皮楮とよばれる商品であった。藩は毎年村々に楮のでき具合を尋ね、今年の子想収穫量を報告させている。十月になると楮の刈り蒸し、干し立てに念を入れるよう布達を繰り返している。それにもかかわらず、川角村は前述のように楮生産効果をあげていない。その理由は明らかではないが、川角村の山は土地がやせている、といわれていることに関係あると思われる。楮栽培は肥料を与え手間ひまをかけても、それに見合う収入が得られず、つき合い程度の生産にしかならなかったのではないか。『農業全書』には、楮は土地を選ぶことが大切であり、土地の善悪を考えずに植えると、人力を費し財を失うものであると記されているが、川角村の人のびとは体験的にこのことを知っていたものと思われる。

その他の産業

熊野七郷における前記以外の産業として、灯油生産の原料となる菜種と胡麻の生産がある。広島藩内では灯油生産の原料の中心は、綿実と菜種とであった。安芸郡沿岸部には早くから綿実が盛んであったため、綿実による絞油が多かった。菜種栽培も早くから各地で行われていたが、幕府や藩による灯油統制がきびしく、各村では毎年その作付反別と収量を報告しなければならなかった。また、麦作の田畑へ菜種を作付することは堅く禁じられ、もっぱら新開地や山畑などに植えられたため、村々ではわずかな作付反別にすぎなかった。『広島県史』近世²。 文政十二年（一八二九）の安芸郡各村の菜種作付状況を見ると、表4—3—5のとおりで、熊野七郷のうち平谷村と川角村が菜種栽培をしていた。『広島県史』近世²。 平谷村の反当たり生産量は六斗一升一合余であるが、川角村は三斗でしかない。他村が六斗前後の生産量であるのに、川角村がその半分ではないことから、利益のあがる作物ではなかったのか、または厳しい統制のために農民が生産意欲を失ってしまったといえるであろう。このほかに、絞油の原料に白胡麻があった。嘉永二年（一八四九）の布達によれば、上白胡麻を石当り正銀一七五匁で藩が買い上げるが、もっと高値で売れるならばそちらへ売ってもよいと述べている。織田家文書。 この

表 4—3—5 安芸郡の菜種作付
状況

村 名	畝 数	作 高
上瀬野村	反 15	石 9
下瀬野村	3.2	1.6
平谷村	2.7	1.65
川角村	1.5	0.45
府中村	1	0.6
牛田村	13	10.2
新山村	3	0.82
戸坂村	65	52
中野村	5.8	2.61
畑賀村	5.3	1.961
奥海田村	4.2	5.2
船越村	4	3.4
矢野村	4.6	2.3
大屋村	2.3	0.73
計	130.6	92.521

中野・霊岳家「郡方諸御用跡控」
(文政12)による。

『広島県史』近世2

白胡麻栽培に関する史料は見当らないが、布達の文面からは安芸郡内でかなり栽培されていたことが推測される。これらの原料からの製油は、各地で行われていたようである。自家消費のための「手作手絞り」が行われ、やがて余剰分を商品として販売する者も現われた。熊野村でも絞油をする人がいたようであるが、

一八世紀はじめごろ上瀬野村の野村孫右衛門が水車を利用した油稼ぎを開始している。その後、野村家は藩の方頭取役を命ぜられ、公設の油御用所として、藩の統制のもとで営業を行なっているので、村内の手絞は難しくなったものと推測される。

このほか、綿・麻・煙草・藍・樫などの栽培も行われたと思われるが、記録は残っていない。幕末期には養蚕が奨励されているが、熊野七郷では実行されなかったようである。

二 交通の発達

街道の整備

慶長五年(一六〇〇)に広島藩主となった福島正則は、年貢米や領内産物の輸送に必要な街道・内海航路の整備につとめた。元和五年(一六一九)藩主となった浅野長晟はさらに交通政策をすす

第三節

産業・交通の発達

め、道路・橋梁の整備がなされた。その財源となったのが、沓歩米や七厘米であった^{第一節}。寛永十年（一六三三）に幕府巡見使の巡察があり、これを機会に道路網は一層整備された。道路幅を西国街道（山陽道）二間半（四・五メートル）、石見・出雲路七尺（二・一メートル）、村伝いの小道三尺（九〇センチ）と定められた。さらに一里三六丁の制が公式に採用され、西国街道の周防国境より尾道まで一里塚が設置された^{『広島県史』近世¹』}。また、領内二五か所に茶屋を三軒ずつ設け、いわゆる本陣・脇本陣として利用されることとなった。安芸郡では海田市に茶屋が設けられている^{上同}。

西国街道のほかに、領内の村々を結ぶ小道が幾筋もあったが、当熊野七郷に関係するものに「黒瀬筋」とよばれる小往還があった。海田市から矢野村・熊野村を経て賀茂郡小多田村（現黒瀬町）・小文字村（現東広島市）・豊田郡田万里村（現竹原市）・賀茂郡白市村（現東広島市）に至るルートであった^{上同}。江戸時代後期には、上瀬野村（現広島市）から熊野跡村（現広島市）を経由して熊野村に到る「熊野跡往還」も利用されるようになった^{『広島県史』近世²』}。これらのルートは、山陽道がこみあった時などによく利用された。幕末の長州戦争の際には、諸藩の武士がこのルートで広島入りをしている。

助郷役

公用通行の多い西国街道の要地には、馬継所もしくはその機能をもつ宿駅が設けられた。宿駅は幕府役人や諸大名・公家衆などの公用の通行にあたって、人馬の継立てや宿泊・飛脚などの用を果たすものであった。安芸郡海田市には伝馬一五疋が常時準備されていたが、参勤交代の大名・長崎奉行・公儀代官などの通行数が増え、常設の伝馬では不足するため、近隣の村々に寄人馬^{よせじんば}すなわち助郷役を課して補なっている。旅行者の荷物には重量制限があり、馬なら一疋四〇貫（二五〇キロ）、人足なら五貫（約一九キロ）と規定されていたが、この規定が守られない例が多く、規定以上の人馬（込人馬^{こみじんば}）が必要とされた。この込人馬に対して利用者から

は賃銭が支払われず、郡割で負担されていた。海田市では寄人馬を近隣の村々から徴し、さらに人夫のみの割り当ても行なつて対応していた。川角村の記録では、駕籠一丁と人足一〇人の徴発がたびたび行われている。駕籠には布団をそえ、灯油を準備してくることが、二日くらい前に連絡され、前日夕刻七ツ時（一六時）までには人足一〇名の氏名を、人足頭をつとめる者が海田市まで報告しなければならなかつた織田家文書。行き先は西条四日市までか、逆方向に廿日市までであった。四日市か廿日市を朝出発すると、海田市が昼食となり、その後つぎの宿駅までを担当することになっていた。川角村にどのような駕籠があつたのかは不明であるが、灯油を持参せよということ、帰途が夜間になることを前提としたものであることを示している。四日市までなら帰途近道もできるが、廿日市へ行くとそのまま同じ道を帰らねばならなかつた。また、この触状が川角村から平谷村や苗代村へも回達されているので、これらの村々にも人足などの徴発が行われていたことが分かるが、その内容は不明である。急な徴発を受けても村内で人数がそろわないことがあれば、村々で相談して不足分を補ないあい、年末に決済が行われていた。農繁期の忙しい最中に行われる人足徴発は大きな迷惑であつたが、さらには込人馬に対する郡割も重い負担となつた。